

青森県犯罪被害者支援ハンドブックを改訂しました

犯罪によって被害に遭われた方、そのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、思いもよらない困難な状況に直面し、さまざまな問題や苦しみを抱えることになります。

犯罪被害者等が直面する困難を打開し、日常を取り戻していくためには、支援を行う機関・団体が連携し、犯罪被害者等が望んでおられる支援を適切に、途切れなく行うことが求められます。

「青森県犯罪被害者支援ハンドブック」は、支援を行う際の留意点や連携方法、相談窓口等を取りまとめ、平成21年度に青森県が発行したもので、この度、関係機関・団体のご協力により改訂を行い、最新情報に更新しました。

犯罪被害者等支援の一層の充実のため、ぜひご活用ください。

令和7年10月の主な改訂内容

- ◎関係機関・団体の連携に係る記述について、令和7年10月1日から多機関ワンストップサービスの提供を開始したことに伴い、ワンストップサービスを中心とした内容に修正しました。
- ◎令和7年6月1日から、刑法で「懲役」と「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が新設されたことに伴う修正を行いました。
- ◎（公財）交通遺児等育成基金において、生活資金等の給付を始めることに伴う修正を行いました。
- ◎令和6年10月分から児童手当制度の支給対象が拡大されたことに伴う修正を行いました。
- ◎令和7年度の高校無償化制度の拡充に伴い、新たに設けられた高校生等臨時支援金制度について追記しました。
- ◎市町村における条例の制定や見舞金支給等の状況を更新しました。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

ー小さな勇気 きっとだれかの 大きな支えー

<お問合せ>

青森県交通・地域社会部地域生活文化課 交通・地域安全グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL: 017-734-9232 E-mail: kotsu-chiiki@pref.aomori.lg.jp

※ 各機関・団体による支援内容の詳細については、ハンドブックに掲載されている連絡先に直接お問合せください。